

木造住宅耐震診断者派遣・木造住宅耐震改修訪問相談事業



木造住宅の耐震診断を実施する診断者を市が派遣します。また、耐震性が不足する場合には診断者が耐震改修の訪問相談を行います。

1 事業の概要

(1) 該当する建物（①～③すべてに該当すること）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工していること。
- ② 木造在来軸組工法で建築された平屋建て又は2階建てであること。
- ③ 一戸建て住宅又は併用住宅（1/2以上が住宅）であること。
- ④ 自己の居住の用に供する住宅であること。

※建物の増改築等の履歴状況によっては該当とならない場合があります。

(2) 耐震診断及び訪問相談を行う者

（一社）群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者

(3) 耐震診断及び訪問相談の内容

設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。また診断後、耐震性が不足する場合（上部構造評点が1.0未満）は診断者が調査結果を基に訪問相談を行います。

(4) 必要な図書

確認通知書及び添付図書又は壁の位置が明示された平面図が必要です。

(5) 耐震診断及び訪問相談の費用

・耐震診断費及び訪問相談費・・・個人負担はありません。

※平面図が現状とかけ離れているなどの場合は図面作成費用が別途必要になることがあります。

・交 通 費・・・千円の個人負担があります。

（※派遣診断者に直接お支払いいただきます。）

(6) 募集の時期

募集の時期は、6月・9月・12月の年3回です。

申込期間等は、「広報まえばし」や前橋市ホームページで随時お知らせします。

2 事業の流れ

- ① 建物所有者は、建築指導課に派遣申請（様式第1号）を行います。
- ② 市が派遣する耐震診断者を通知します。
- ③ 耐震診断者が建物の現地調査を行い、耐震性を判定します。
- ④ 耐震性が不足する場合は、診断者が訪問相談を行います。